

「不当に賃金減」提訴

梅光学院大の教授ら

2019.11.8 朝日

労使間の十分な協議がないまま退職金の引き下げや、手当での廃止、減額をしたのは労働契約法違反で無効だとして、梅光学院大学（下関市）の教授らが学校法人梅光学院を相手取り、未払い賃金など計1500万円の支払いなどを求める訴訟を山口地裁下関支部に起こした。7日に第1回口頭弁論があり、梅光学院側は全面的に争う姿勢を示した。

提訴したのは、梅光学院大に勤務している教授と准教授計9人と元教授1人。訴訟などによると、梅光学院は昨年4月1日付で、給与や退職金を引き下げる就業規則の変更を施行した。これにより、同年4月支給分から住宅手当などが廃止され、扶養手当なども減額された。

原告10人は、給与で月額最大7万円、退職金で約700万円の減額になったが梅光学院から教員らに十分な説明がなかったという。学院の財政状況では就業規則変更の必要性はないと指摘。変更には労働者の代表への意見聴取が必要だったが、代表の選出などの手続きに重大な問題があると主張している。



閉廷後、記者会見する原告の渡辺玄英・梅光学院大准教授（左から2人目）ら。下関市役所

と述べた。梅光学院は「急速に進む少子化で私立大の経営環境は厳しく、賃金体系の見直しは経営改革の一環。法律上の正当性は訴訟手続きで丁寧に説明したい」とのコメントを出した。

梅光学院大をめぐっては、雇止めとなった特任准教授が地位保全などを求めた仮処分を同支部に申し立て、昨年9月、雇い止めの無効と賃金仮払いを命じる決定が出た。特任准教授は、今年1月に地位確認を求める訴えも同支部に起こしている。（山田菜の花）